

# 入会のご案内

(Ver.1.3)

## I. 当協議会の目的

当協議会は、もっぱら中小ベンチャー企業が、自ら産業人の、産業人による、産業人の為に、知的財産権制度の普及啓発及び知的財産権の利用促進、発明の奨励等を行うことにより、科学技術の振興を図り、もって我が国の産業及び経済の発展に寄与することを目的としています。（定款第3条）

## II. 正会員・特別会員・賛助会員

会員は、通常正会員、運営正会員、特別会員及び賛助会員の4種があり、資格要件等は下記の通りです。

### 1. 通常正会員（定款第5条第2項）

**次の資格要件①～⑤をすべて満たすものとします。**

- ① 日本の法人または個人事業者
- ② 民間の立場において事業を営むもの
- ③ 主に営利事業を営むもの
- ④ 事業のための知的財産を創出し、その保護と活用を図っているもの
- ⑤ 協議会の目的に賛同し、他の正会員と協調するもの

注1) 前記②に該当しないもの

国又は地方公共団体の許可若しくは認可に基づき設立された公益法人、学校法人、独立行政法人、特殊法人等

注2) 前記②又は④に該当しないもの

知的財産の取得、活用等のために他人の代理を主たる業とするもの

注3) 前記④に該当しないもの

1) 知的財産に関する情報、管理ツールの提供等、知的財産に関連したサービス提供を専らの業としているもの

2) 技術の進歩に係わりを持たない純粹芸術である文芸、音楽、舞踊、美術、映画等を創出するもの

注4) なお、前記④の知的財産に含まれる著作権とは、コンピュータプログラム、

データベース等、技術の進歩に係わる著作物に関する権利をいう。

⑥ 上記①～⑤をすべて満たす企業の社員が入会を希望する場合、通常正会員(個人)とし、所属する企業が通常正会員として加盟したのと同等の会員資格を有するものとする。

⑦ 通常正会員に準ずる形で定款には規定されていない「**お試し正会員**」を試験的に設け、勉強会等の活動に、しかるべき期間、参加いただく中で、正規会員への移行を検討いただきます。

## 2. 運営正会員（定款第5条第3項）

**次の資格要件①～⑤をすべて満たすものとします。**

- ① 日本法人
- ② ～⑤及び注1)～注4)は上記1通常正会員と同じ

## 3. 特別会員（定款第5条第4項）

① 本会の運営に必要な人材で、本会の運営に必要な専門知識・経験を有し、本会の目的に協調するものであって、社員総会で特別に承認されたもの

## 4. 賛助会員（定款第5条第5項）

**正会員・特別会員の資格は有しないが、本会の目的に賛同する企業、団体、機関等。**

例示すれば以下の通りです。

- ① 官公庁・国や地方の機関や外郭団体
- ② 公益法人、学校法人、独立行政法人、特殊法人
- ③ 知的財産関連の機関・団体
- ④ 法律事務所、特許事務所、特許調査会社、TLO
- ⑤ 日本以外の企業・機関・団体等

### ①. 会員の権利

- ① 通常正会員は、知財よろず相談を依頼でき、「IPAIだより」その他資料等の配布並びに諸通知を受け、本協議会が主催する知財勉強会や中小企業補助金説明会に参加することができます。
- ② 運営正会員は、上記通常正会員の権利に加え、社員総会において議決権を有し、協議会の運営に参画できます。
- ③ 特別会員は、社員総会において議決権を有し、協議会の運営に参画できます。
- ④ 賛助会員は、「IPAIだより」その他資料等の配布(但し、一部の資料については、配布されないことがある)並びに諸通知を受け、本協議会が主催する知財勉強会や中小企業補助金説明会に原則的に参加することができます。

## 4. 会員代表（定款第6条第2項）

① 会員は、その所属員の中から、本会に対する代表者1名を定めていただき、本会からの会員に対する諸通知を原則、電子メールで会員代表に対して行います。

※ 「会員名簿（IPAI webpage：会員専用ページ）」には、会員代表を掲載させていただきます。

注) 会員に本会活動の情報又は本会員の立場を利用した営利行為があった場合は、社員総会の決議によって除名をすることがあります。

(定款第10条)

### Ⅲ. 入会の手続き

入会の手続きは、入会申込書を提出していただき、理事会の承認を経た後、「入会金」「年会費」の納入をお願いします。

(理事会承認後、直ちに事務局よりご連絡申し上げます。)

### Ⅳ. 入会金、会費

入会金、会費は次のとおりです。(注：2014年10月5日までに入会された会員は、旧規定適用)

#### 【お試し正会員】

- ・入会金…ナシ
- ・年会費…ナシ
- ・期間…数ヶ月程度

#### 【通常正会員】

- ・入会金 1,000円
- ・年会費 月当たり200円

注1) 「入会金」は、入会時に納入いただきます。なお、「入会金」及び「会費」につきましては、退会時の返還は、ありません。

注2) 「会費」は、上期 1,200円、下期 1,200円と、2回に分けて納入していただけます。(4月1日(と10月1日)にご請求いたします)

注3) 入会初年度会費は入会月を含め月割りで計算しますのでご了承下さい。

#### 【運営正会員】

- ・入会金 20,000円
- ・年会費 月当たり1,000円

注1)～注3)は上に同じ

#### 【特別会員】

- ・入会金 100,000円
- ・年会費 ナシ

#### 【賛助会員】

- ・入会金 1,000円
- ・年会費 月当たり1,000円

注1)～注3)は上に同じ

### Ⅴ. 正会員について

正会員の活動等について説明いたします。

1. 正会員は、概ね都道府県単位で日常活動を行うこととしますが、他のエリアの活動に

いつでも参加できます。

これを地域別部会と呼びます。

2. 「IPAIだより」は、電子メールで、原則的に登録いただいた会員代表に配信します。(本項目は賛助会員も同じ)

3. 勉強会は通常、参加費無料で開催します。その都度ご案内いたします。(本項目は賛助会員も原則同じ)(但し、勉強会終了後に会員交流会が開催される場合は、交流会は有料となる場合が多いです)

4. 協議会が運営するwebsiteには、会員専用ページ、社員専用ページ、役員専用ページがあり、関係情報を掲載して参ります。入会時にID、パスワードをご連絡いたしますので、ご活用下さい。なお、必要に応じてID、パスワードの変更を行いますので、お含みおきください。(本項目は賛助会員も同じ)

## VI. 入会申込書の記入について

1. 会員代表は、当協議会に対する貴社の代表者ですので、知的財産に関する実務上の責任者をご選任下さい。

2. 推薦者は必須ではありませんが、記載される場合は、当協議会の正会員の会員代表にお願いして下さい。

この欄は推薦者自らの記載押印をお願いいたします。

4. 入会申込書の記載等についての疑問、不明の点などあります場合は事務局にお問い合わせ下さい。

## VII. 入会申込書への添付書類について

入会申込書に下記の書類を添付してご提出下さい。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. <u>正会員・賛助会員共通</u><br/>「会社案内」等、貴社、貴団体の事業内容が判る資料。</li><li>2. <u>正会員へお申込みの場合</u><br/>正会員の場合は、上記資料に加え、下記の資料を添付して下さい。(お試し正会員を除く)<ol style="list-style-type: none"><li>① 知的財産担当部門がある場合、その組織と社内での位置付け</li><li>② 特許、実用新案、意匠、商標の国内外の保有件数、及び出願継続中の件数</li></ol></li></ol> |
|---|

## VIII. 入会申込書のご提出

入会申込書一式は、一般社団法人 産業人知的財産協議会 事務局にご提出下さい。

**正会員に入会希望の場合は、会員代表になられる方と、双方の都合の良い場所において、(原則的に)面談させていただきます。**(お試し正会員を除く)

〒561-0858 大阪府豊中市服部西町4-11-43-105

一般社団法人 産業人知的財産協議会

TEL 06-6151-9403 FAX 06-6151-9407

以上